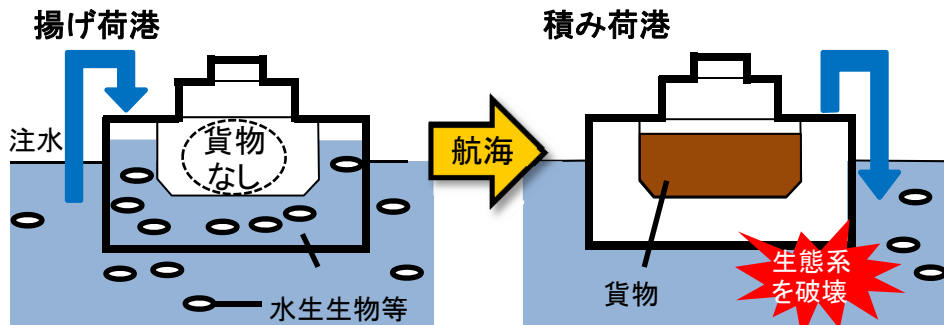


バラスト水管理条約の概要と課題・対応

● バラスト水管理条約の概要



バラスト水※に取り入れられた生物が、バラスト水排出とともに本来の生息地ではない場所で排出されるため、生態系の破壊等の環境問題が顕在化。

➡ 2004年、バラスト水管理条約を採択。

※船舶の復原性を保つため、「おもし」としてバラスト水タンクに注水される水

■ 条約の内容

- ・排出基準を満たすバラスト水管理(バラスト水処理装置の搭載義務)の実施
- ・バラスト水処理装置等の定期的検査(400総トン以上)
- ・寄港国監督(PSC:ポート・ステート・コントロール)

■ 発効要件・締結状況

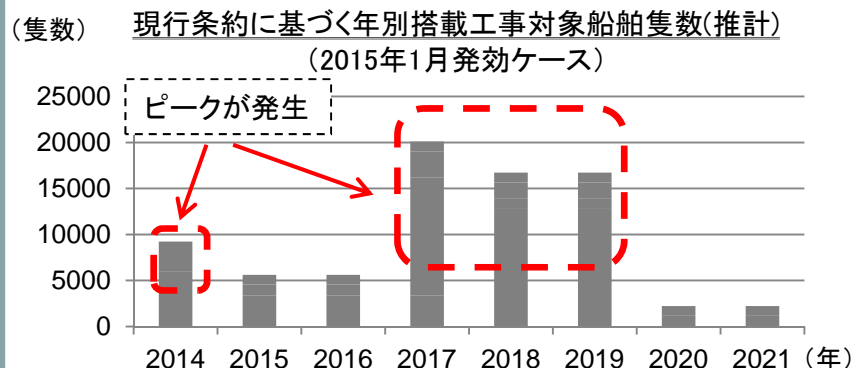
発効要件： **30カ国以上**の国が締結し、かつ、その合計商船船腹量が世界の商船船腹量の**35%以上**となった日の12ヶ月後

締結状況： 締結国数 **38カ国**
合計商船船腹量**30.38%**(2013年9月現在)
(日本は未締結)

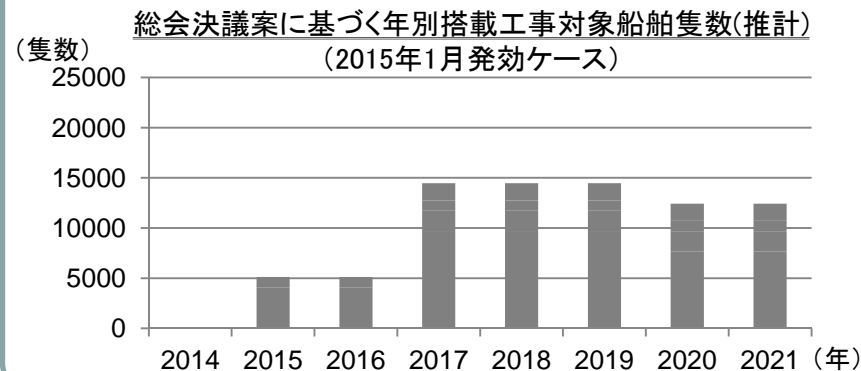
● 円滑な条約実施のための課題・対応

★バラスト水処理装置の搭載工事の過度な集中への対応

⇒現行条約によるバラスト水処理装置搭載期限では搭載工事のピークが発生するおそれ。



- ・我が国が主導した**バラスト水処理装置搭載期限を見直す総会決議案**がMEPC65(2013年5月)で合意。
- ・**2013年11月25日～12月4日のIMO総会で採択予定。**



未締約国の動向を勘案すると、平成26年上半期に条約の発効要件が充足され、平成27年には発効する可能性が高い。
⇒平成26年の通常国会への提出を念頭に、バラスト水管理条約に基づく規制を導入するための法案を準備中。